

〔枕草子^五〕だいは五節のほどこそすゝろに只ならで見ると人をかしようおぼゆれ略○中山ある

日かげなどやないばこにいて、かうぶりしたるをのこもてありくいとをかしよう見ゆ、

〔徒然草^下〕柳筥にすゆるものは、たてざまよこざま物によるべきにや、巻物などはたてざまにを

きて、木のあはひより紙ひねりを通してゆひつく、硯もたてざまに置たる、筆ころばすよしと、三

條右大臣殿仰られき、勘解由小路の家、能書の人々は、かりにもたてざまにおかる、事なし、必

よこざまにすへられ侍りき、

〔書言字考節用集^七器財〕隅赤婦人具、有、大小之制、

〔貞丈雜記^八調度〕一大すみあか、小すみあかと云箱あり、かどくを、雲がたの如く少高くして、それ

を朱うるしにてぬり、其外の所は黒くぬり、蒔繪をもする也、赤き所は羅をきせて、上江布目のみ

ゆる様に、朱うるしにてぬる也、冠なども上へ布目を見せてぬる、其如くにぬる也、寸法は婚入道

具之記にあり、形は手箱のごとくにて、せい高からず、小すみあかには名香など入る、大すみあか

にも相應の物入る、何を入る物といふ定もなし、例にても心次第に入る也、手箱などに同じ、入物

定なし、大小ともに同前也、大すみあかには、入レ子六ツ又は八ツ有、けはひ道具をも入る也、大す

み赤小すみ赤同じ體也、此箱古は常に色々の物入たる箱也、今は婚禮の時のかざり物にのみす

る也、

〔伊呂波字類抄^天雜物〕手テ筥コ

〔女重寶記^五女用器財〕手テ箱コ

〔類聚名物考^七調度〕てばこ 手箱 手筥明月記

これは手具足を入る故いふなり、今は俗には手道具といふに同じ、手筥ともいふなり、

〔類聚名物考^七調度〕皮子手筥 かはごてばこ